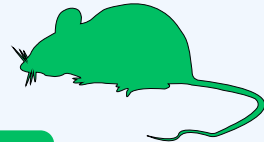


衛生的な生活環境を確保しましょう！

継続

令和8年度 マンションにおける



衛生環境整備 (ねずみ対策) 事業

廃棄物集積所の環境改善（蓋つきごみ箱等の購入・設置、ごみ集積所の修繕・改修）を行うことにより、区内に生息するねずみによるごみの散乱その他の被害を減少させるとともに、その繁殖を抑制し、衛生的な生活環境の確保を図るための助成制度です。

助成
上限額

30万円

助成率

助成対象経費の

10分の10

詳細はチラシの裏面をご確認ください。



環境的防除～ねずみを住み着かせないために～

✓ [餌を与えないこと]

餌になるものは徹底的に撤去するか容器などに保管し、ねずみに触れさせないようにします。

✓ [巣材を与えないこと]

巣材になるものは放置せずに保管するなどして、ねずみに持ち出されないようにしてください。また、家の内外を整理整頓し、ねずみの隠れ場所をなくすことが大切です。

✓ [住まいへの出入りおよび建物内部での移動を防ぐこと]

ねずみの侵入経路を塞ぐことを、一般に「防そ修繕」または「防そ工事」と呼びます。この対策は殺そ剤やねずみ捕りによる防除が難しいクマネズミに対して、特に効果的な方法です。

問い合わせ（申請先）

公益財団法人 まちみらい千代田



03-3233-3223



kyojyu@mm-chiyoda.or.jp

受付時間：平日9時～17時（12時～13時を除く）



www.mm-chiyoda.or.jp



詳細はこちら

マンションにおける 衛生環境整備（ねずみ対策）事業概要



1 申請方法、受付期間等

- (1) まちみらい千代田ウェブサイトから申請書をダウンロード
- (2) 下記⑥の申請書類をメールで送付（チラシ表面のメールアドレス宛て）
- (3) 書類審査（まちみらい千代田）・交付決定（千代田区）

受付期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

- ※交付決定後に事業を実施することが条件です。
- ※事業実施後の報告・請求により、助成金を交付します。
- ※申請の受付は先着順に行い、助成金の交付決定額の合計が予算の範囲を超えた日をもって、申請の受付を終了します。



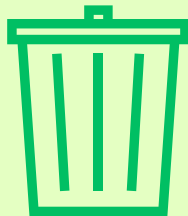
2 助成対象者

- (1) 分譲マンション（管理組合または区分所有者の代表者）
- (2) 賃貸マンション（所有者または所有者全員により合意された代表者）

3 助成上限額

30万円

（1マンション1回限り）



4 助成率

助成対象経費の

10分の10

（1,000円未満は切捨）

5 助成対象経費

- (1) 蓋つきごみ箱その他これに類するごみを一時的に保管する容器等の購入・設置に要する経費
- (2) ごみ集積所の修繕または改修に要する経費

集合住宅では入居者全体での対応が必要です

分譲住宅の場合は、管理組合が賃貸住宅の場合は家主が主体となり、アンケート等で集合住宅全体の被害状況を調べ、同時に侵入経路や餌場になりやすいごみ置き場などの状況を調べます。対応策は「防そ修繕」の実施とともに、ねずみの発生防止のルールを定め、住民全員に守ってもらうことが重要です。

6 申請書類

- (1) マンションにおける衛生環境整備事業助成金交付申請書
- (2) マンションの名称・所在地・規模がわかる書類
- (3) 助成対象者（理事長・代表取締役）であることがわかる書類
- (4) 本申請をする決定をしたことがわかる書類
- (5) 購入する仕様および型番もしくは修繕契約内容がわかる見積書等
- (6) 現状写真、設置予定場所がわかる図面
- (7) 申立書（修繕または改修工事の場合）

左記以外の書類提出を
求める場合があります。

詳細はウェブサイト
をご覧ください。